投資信託受益権振替決済口座管理規定

第１条（この規定の趣旨）

この規定は、お客さまが「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際して、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第２条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第３条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の投資信託振替決済口座設定申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当行は、お客さまから投資信託振替決済口座設定申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

３　振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第３条の２（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第１６項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第４条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する１月末日までとします。

２　この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第５条（当行への届出事項）

当行所定の申込書に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第６条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

（１）差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。

（２）法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの。

（３）収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの。（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

（４）償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの。（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

（５）償還日翌営業日において振替を行うもの。（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

（６）販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。

①収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

②収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

③償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

④償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤償還日

⑥償還日翌営業日

（７）振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの。

２　お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届け出の印章により記名押印（または署名）して取扱店にご提出ください。

（１）当該振替において減少及び増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

（２）お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

（３）振替先口座及びその直近上位機関の名称

（４）振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

（５）振替を行う日

３　前項第１号の口数は、１口の整数倍（投資信託約款に定める単位〔同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位〕が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第３号の提示は必要ありません。また、同項第４号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

５　当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第７条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の振替先口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し、口座を開設している支店名、口座番号、口座名義、担保の設定の場合は保有口か質権口の別等振替に必要な事項をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正

しく手続きが行われないことがあります。

２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

３　他の口座管理機関へ振替を行う場合には、所定の手数料をいただくことがあります。

第８条（担保の設定）

お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第９条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きさせていただきます。

第１０条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同様とします。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

第１１条（お客さまへの連絡事項）

当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

（１）償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

（２）残高照合のための報告

２　前項の残高照合のための報告として、投資信託受益権のお取引明細と残高を記載した取引残高報告書を次により定期的に交付（以下「定期交付」といいます。）します。

（１）　取引残高報告書を定期交付する場合には、当行所定の時期に３ヶ月毎に通知します。

（２）　取引残高報告書は、お客さまのお申し出により、取引に係る受渡決済後遅延なく交付（以下「都度交付」といいます。）することもできます。なお、都度交付とする場合、取引残高報告書とは別に、当行所定の時期に年１回以上残高照合のための報告を行います。

（３）　取引残高報告書の交付方法を変更する場合は、書面によって取扱店に届け出てください。

３　当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、お客さまが次条第１項の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しまたは到達しなかったとき、またはお客さまがこれを受領しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

４　当行は、第２項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行なわないことがあります。

第１２条（届け出事項の変更等）

印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより取扱店に届け出てください。なお、届出にあたっては、確認書類が必要となることがあります。

２　前項により届け出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届け出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第１３条（口座管理料）

この規定に基づく口座開設に伴う口座開設料ならびに口座管理手数料はかかりません。

第１４条（当行の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第１１条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

（１）投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託

受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

（２）その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第１５条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

２　当行は、当行における投資信託の受益権の取り扱いについて、お客さまにその取り扱いの可否を通知します

第１６条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第７条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、指定預金口座へ入金します。第４条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

（１）　お客さまについて相続の開始があったとき

（２）　お客さまから解約のお申し出があった場合

（３）　お客さまがこの規定に違反したとき

（４）　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

２　前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。

第１６条の２　（反社会的勢力との取引拒絶）

振替決済口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

２　次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの投資信託取引を停止し、またはお客さまに通知することにより振替決済口座を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

（１）　お客さまが口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）　お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（３）お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A　暴力的な要求行為
B　法的な責任を超えた不当な要求行為
C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E　その他Ａ からＤ に準ずる行為

第１７条（解約時の取扱い）

前２条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第１８条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第１９条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

（１）第１２条第１項による届け出の前に生じた損害
（２）依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
（３）依頼書に使用された印影が届け出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
（４）災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられな

い場合に生じた損害

（５）前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第１０条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

（６）第１８条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第２０条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第５４８条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

第２１条（取引の制限等）

当行が届出のあった氏名、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合には、第１２条第１項による届出ならびに同条第２項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。

２　前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２２条（合意管轄）

本取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄する裁判所を所轄裁判所とすることに合意します。

以　上